

# 16 人 権 ・ 選 挙

## 1 人権に関わるご相談は

### (1) 長野県人権啓発センター



様々な人権に関する問題についてお悩みの方に対して、相談員が丁寧に相談に応じます。  
 なお、相談は無料で秘密は固く守られます。

相談の方法	電話相談
相談時間	毎週火曜日から日曜日（センター指定の休館日除く） 午前8時30分から午後5時まで
窓 口	〒387-0007 千曲市屋代 260-6 長野県立歴史館内 人権相談専用電話 026-274-3232

### (2) 障がいをも理由とする差別に関する相談窓口



障がいのある方本人及びその家族その他関係者からの障がいをも理由とする差別に関する相談をお受けしています。

障がいをも理由とする差別（不当な差別的取扱い）の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断られた。</li> <li>・障がいをも理由に窓口対応を拒否された、順序を後回しにされた。等</li> </ul>
相談の方法	電話相談、FAX、メール及び来所による面接相談
相談時間	平日 午前8時30分から午後5時15分まで
窓 口	<p>&lt;市町村・保健福祉事務所相談窓口&gt;                  ※ 連絡先は「障がいをも理由とする差別に関する相談窓口一覧」（117 ページ）をご覧ください。</p> <p>&lt;障がいをも理由とする差別に関する相談窓口&gt;                  〒380-8570                  長野県長野市南長野字幅下 692-2（長野県障がい者支援課内）                  電 話 026-235-7101                  F A X 026-234-2369                  メール s-kaisho@pref.nagano.lg.jp</p>

## 2 郵便等※<sup>1</sup>による不在者投票をするには

(身)

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの選挙人※<sup>2</sup>で、下表に該当する方に認められています。

投票に先立って、郵便等投票証明書が必要になりますので、事前に証明書の交付を申請してください。

※<sup>1</sup> 「郵便等」：郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）による一般信書便事業者等による信書便

※<sup>2</sup> 「身体障害者手帳をお持ちの選挙人」：障がいの程度が、下表に該当することにつき身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が書面により証明した方を含みます。

	該当する障がいの程度					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
両下肢	○	○				
体 幹	○	○				
移動機能	○	○				
心 臓	○		○			
じん臓	○		○			
呼吸器	○		○			
ぼうこう、 直腸、小腸	○		○			
免疫、肝臓	○	○	○			

※ 郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障がいの程度が 1 級の方は、代理記載による郵便等投票を行うことができます。（この代理記載による場合は、代理記載人を「郵便等投票証明書」に記録しますので、事前に証明書の交付を申請してください。）

窓 口	市町村選挙管理委員会
-----	------------